

2021年11月12日

2021年度・中東等産油・産ガス国投資等促進事業
中東ビジネス等促進調査・情報収集／投資案件にかかる個別市場調査
「中東湾岸主要国におけるフランチャイズ事業機会調査」
調査業務委託先公募要領

1. 本調査の背景

これまで GCC 諸国におけるフランチャイズ契約については既存の代理店法 (Commercial Agency Law) に準拠して締結されていたため、現地パートナー企業との関係性や係争地などグレーな部分も多く、日系企業の進出を妨げる一つの要因となっていた。しかし、サウジアラビアでは2020年4月に新たにフランチャイズ法が施行され、また2021年10月より開催されているドバイ万博も相まって、サウジアラビアと UAE を中心とした GCC 諸国における、新たな業界・ブランドのフランチャイズ展開が加速することが予想される。

フランチャイズによる事業展開は、進出に係るコストを現地フランチャイジーと分け合うため、本国フランチャイザーにとっては独資で進出するよりも費用面でのリスクが低く、日系企業にとっても積極的な展開を検討できることが予想でき、新たなビジネスチャンスの創出が期待できる。

2. 本調査の目的

GCC 諸国への進出方法とフランチャイズ法制度状況と市場動向を調査・比較することで、日本企業がフランチャイズ展開する3業種である①飲食、②小売（コンビニ含む）、③サービス（理・美容、フィットネス、学習塾等）の中東進出検討の際に有益な情報提供を行う。

本調査の完了後は、セミナー等を通じて日系企業へ広く周知し、中東進出へ意欲的な企業を発掘した際には、

●日本・サウジアラビア ビジネスカウンスル、日本・クウェート民間合同委員会、日本・アラブ経済協議会等の二国間協議会

●相手国商工会議所等を介したセミナー、ミッション派遣

などの場で紹介する機会を設け、ビジネス・マッチングを促進することを通じて、これら企業の中東への展開に資することとする。

3. 調査内容

以下の調査項目を基にご提案ください。（調査項目として含むもの）

GCC 諸国への進出の方法として考えられる事業展開を、フランチャイズとそれ以外（直接進出および代理店）の2種類に分け、主にフランチャイズに焦点を当てて調査を実施する。なお、本調査の対象国は、サウジアラビア、UAE、クウェートの三ヶ国とする。

「中東湾岸主要国におけるフランチャイズ市場動向」

- ①各国の基礎情報、市場規模・動向の分析
- ②各国でフランチャイズ事業を展開するメガフランチャイジー等の主要企業分析
- ③各国での進出企業・形態の分析（外資・日系）、課題と今後に関するヒアリング
- ④今後成長が見込まれる有望な業界の分析
- ⑤日本企業の参入機会の高い業界の分析

（注）上記は例示的区分方法なので、調査報告書作成に当たっては、上記と異なる区分方法でよい。

なお、本調査の対象業種は、①飲食、②小売（コンビニ含む）、③サービス（理・美容、フィットネス、学習塾等）とするが、他に日系企業にとって有望な分野がある場合は協議の上追加する。

4. 調査方法

情報収集と分析、ヒアリングを含めてご提案ください。

(1) 調査期間

契約開始日から 2022 年 3 月 31 日まで。

※報告書提出は 2022 年 3 月 18 日まで

(2) 応募要件

以下のいずれの要件も満たすこと。

- 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成 15・01・29 会課第 1 号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- 暴力団排除に関する誓約書を提出すること。

以下のいずれにも該当しないことを誓約する誓約書を提出。

- ①法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること、法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団

員をいう。以下同じ。) であること。

- ②役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。
- ③役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- ④役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していること。

(3) 成果物

調査報告書（日本語・電子媒体）

(4) 応募方法

次の項目について作成し、ご提出ください。

(ア)調査提案書（形式自由。ただし、表紙は別添フォーム①とする）

- 調査体制：調査を実施するチーム人数と代表者氏名。
- 調査計画：調査の具体的方法。訪問先機関名、訪問先人物名を含む調査計画。
- 調査スケジュール。
- その他、調査実施に必要な項目。

(イ)委託費用積算明細書（形式自由）

- 調査員人件費、出張旅費、現地活動費、資料購入費、報告書作成費、管理費等、すべての費用を見積もること。
- 各費用について積算明細を作成すること。
- 契約に関する条件、あるいは提案がある場合は記載すること。

(ウ)類似調査実績一覧（形式自由）

(エ)応募企業概要（形式自由）

(オ)暴力団排除に関する誓約書（別添フォーム②）

(5) 応募書類提出

(ア)提出期限

2021年11月29日（月）15時

※上記期限を過ぎて提出された提案書は無効とします。

(イ)提出先

一般財団法人 中東協力センター 調査事業公募担当

〒102-0075 東京都千代田区三番町 6-26 住友不動産三番町ビル 3階

電話 03-3222-5020

(ウ)提出手段

持参もしくはメール

(エ)使用言語

日本語

(6) 委託先選定方法

総合評価方式により1社を選定します。総合評価は価格評価と技術評価があり、比率は1:2となります。

※応募書類受領後、必要に応じヒアリングを行うことがあります。

(7) 結果の通知

- ① 選定結果は、選定された応募企業にメール等で通知すると共に、当センターのホームページ <http://www.jccme.or.jp/> で公表する。
- ② 選定過程および選定結果・理由に対する問合せには一切応じない。
- ③ 提出書類は返却しない。

(8) 問合せ先

一般財団法人 中東協力センター

「中東湾岸主要国におけるフランチャイズ法制度及び事業機会調査」

公募担当

塩谷 shiotani@jccme.or.jp

小野 ono@jccme.or.jp

電話：03-3222-5020

以上

別添①

2021年度・中東等産油・産ガス国投資等促進事業
調査・情報収集／個別市場調査
「中東湾岸主要国におけるフランチャイズ事業機会調査」
業務委託先の公募に係る提案書

法人名称： 印

代表者名： 印

所在地：

担当者連絡先

役職名：

氏名：

電話：

FAX：

e-mail：

所在地：（連絡先が上記の所在地と異なる場合は、連絡先住所を記載）

暴力団排除に関する誓約書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記①から④までのいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

①法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること、法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。

②役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。

③役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

④役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していること。

2021年 月 日

住所（又は所在地）

氏名（又は社名及び代表者名）

印